

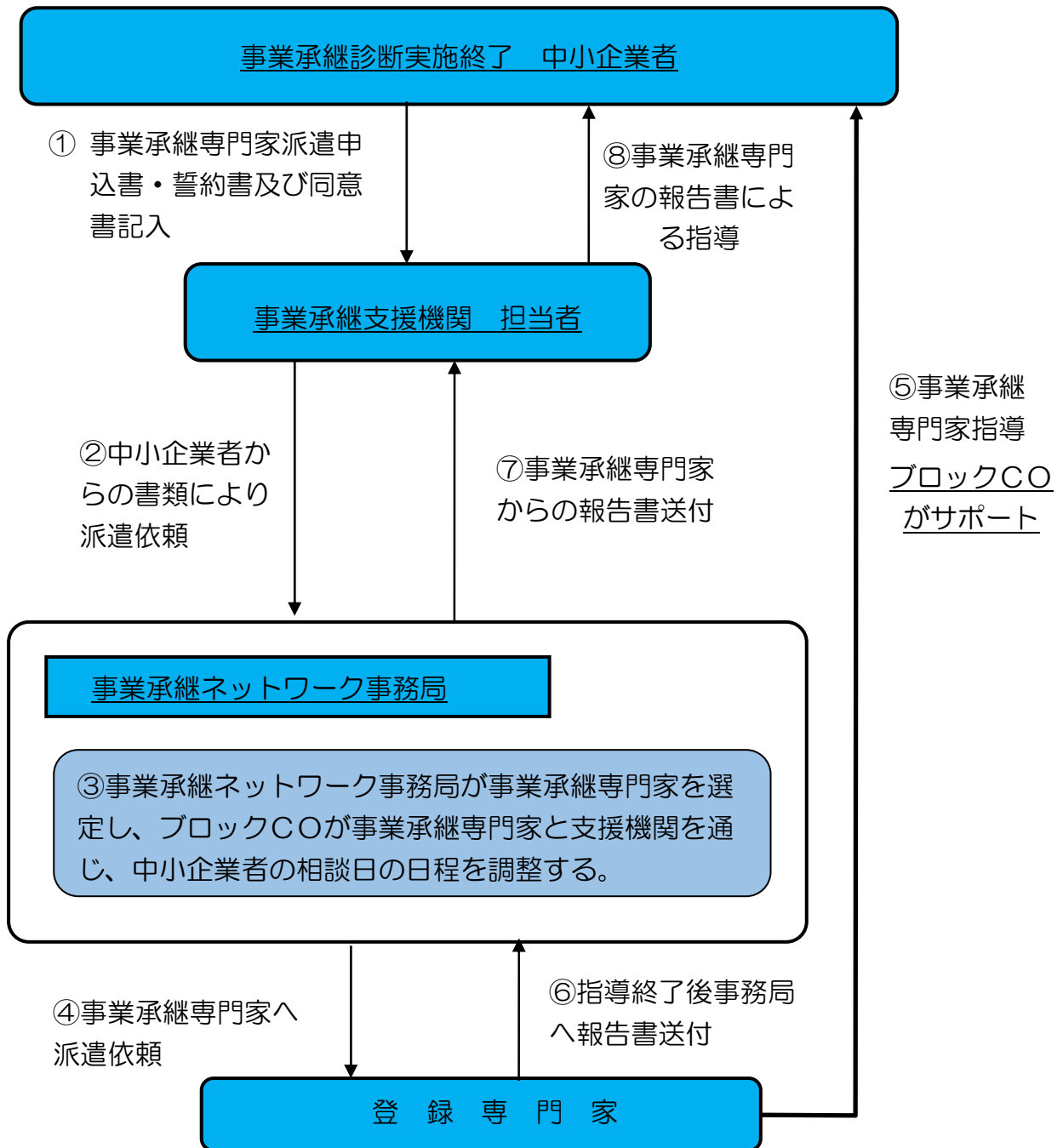
プッシュ型事業承継支援高度化事業による
事業承継専門家派遣マニュアル

令和2年4月版

秋田県事業承継ネットワーク事務局

プッシュ型事業承継支援高度化事業による事業承継専門家派遣の概要

事業承継専門家派遣については①～⑧の流れで実施する。



※ 事業承継専門家派遣を行う場合は、前もって事業承継診断を終了し事業承継ネットワーク事務局に提出する。

令和元年度プッシュ型事業承継支援高度化事業

秋田県事業承継ネットワーク事務局

事業承継専門家相談 実施要領

1 目的

秋田県商工会連合会が国の「プッシュ型事業承継支援高度化事業」の委託を受け「秋田県事業承継ネットワーク事務局」として事業承継支援を実施するに当たり、税務・法務・経営などの専門分野において、税理士や弁護士・中小企業診断士等専門家のアドバイスを得ることで、事業承継に係る課題を解決し、円滑な事業承継を支援するために事業承継専門家相談を実施する。

2 支援対象

秋田県事業承継ネットワーク構成員（以下NW構成員）において事業承継診断を実施した中小企業者であり、承継コーディネーター（以下承継CO）及びブロックコーディネーター（以下ブロックCO）、NW構成員が個社支援を実施する中で、専門的見地からのアドバイスが必要と判断した相談者とする。

3 専門家の登録

以下のいずれかの条件を満たし、秋田県商工会連合会が適任と判断したものを秋田県事業承継ネットワーク事務局の事業承継専門家として登録する。

- (1) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、技術士、その他公的資格を有する者
- (2) 金融機関や事業引継ぎ会社等に属し、中小企業の事業引継ぎ支援を10年以上の実務経験を有する者
- (3) (1)・(2)に準ずる能力を有する者

4 専門家への依頼

承継COは、NW構成員より専門的な支援の依頼があった場合、またはブロックCOが支援を行うにあたり、より専門的な支援が必要と判断した場合、適任と思われる専門家を選定し、相談者からの事業承継専門家派遣申込書に基づいて支援を依頼する。またその際、相談者は「誓約書及び同意書」も合わせて提出しなければならない。なお、複数回依頼する場合は事業承継専門家派遣申込書を各回毎に提出する。

5 事業承継専門家派遣の実施

- (1) 事業承継専門家派遣は承継COの命を受けた、ブロックCOがNW構成員及び専門家との連絡調整を行い実施する。
- (2) 事業承継専門家派遣の回数は、原則1社当たり最大5回までとする。
承継CO及びBCOが必要と判断した場合、追加することができる。

6 相談結果の報告

担当事業承継専門家は相談終了後、遅滞なく所定の報告書を秋田県事業承継ネットワーク事務局へ提出する。なお、複数回実施する場合は各回毎に提出する。

7 事業承継専門家への謝金

- (1) 相談に対する謝金は1時間15,000円（税別・旅費別、2時間以内）とし、報告書の提出確認後、事業承継専門家の指定した口座に振り込むものとする。なお、旅費は秋田県商工会連合会「講師謝金並びに旅費規程」を準用する。（請求書省略）
- (2) 相談者が事前連絡なしに、相談者の都合により相談を中止した場合、謝金は支払わない。この場合は相談者が事業承継専門家に対し、実費相当額を負担する。

8 守秘義務等

事業承継専門家は相談上知り得た個人情報及び企業秘密を第三者に開示してはならない。

9 その他遵守事項

- (1) 事業承継専門家は連絡先等の登録情報が変更になった場合、速やかに秋田県事業承継ネットワーク事務局へ連絡すること。
- (2) 事業承継専門家は秋田県商工会連合会及び秋田県事業承継ネットワーク事務局の信用を損なう行為を行わないこと。

事業承継専門家派遣申込書

令和 年 月 日

(あて先)
秋田県商工会連合会
秋田県事業承継ネットワーク事務局 行
(秋田県事業承継相談センター)

申込者の内容を記入しメール、
FAX、郵送等で申込みする。
事業所のゴム印可
会社印、個人印は不要

(申込者)
所在地：
名称：
代表者役職氏名：
電話： () FAX ()
E-mail：

下記内容で専門家派遣を申し込みます。

ご相談内容（具体的にご記入ください。）

事業承継に向け相談したいなど、抽象的な相談内容の記入でなく、具体的に相談内容を記入する。
株の評価、贈与、相続、経営計画、事業承継計画 等

相談希望年月日	令和2年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～	派遣回数	1 回目
指導場所	申込企業 ネットワーク構成員 (〇〇〇商工会) 先生事務所		

*経営改善、税務関係の相談の場合は決算書の添付が必要です。

ネットワーク構成員（商工会・商工会議所・団体中央会・金融機関等）記入欄

機関名	〇〇〇商工会		
担当者	役職	氏名	
TEL		FAX	
E-mail			

正式な様式は12ページにあります。

(支援機関名)

商工会、会議所名、
金融機関名等を記入

令和 年 月 日

御中

秋田県商工会連合会

秋田県事業承継ネットワーク事務局 御中

(プッシュ型事業承継高度化事業)

(住所)

(会社名)

(代表者名)

(相談者名)

(連絡先)

申込者の内容を記入、押印し郵送等で秋田県事業承継ネットワーク事務局へ。ゴム印可 法人は会社印、個人は個人の印を押印。

印

誓約書及び同意書

私は、下記の事項を確認したうえで、当社（私が経営する）事業の承継にかかわる相談を申し込みに当たり誓約並びに同意します。

1. 反社会的勢力とのかかわりがない旨の誓約

私、会社の実質的支配者もしくは会社の取締役、監査役、相談役、顧問等の役員が、裏面記載の反社会的勢力に該当しないことを誓約します。

2. 情報の取扱いについて

私の事業及び会社に関する情報は、担当支援機関、個者支援の専門家、事業引継ぎ支援センターのほか、必要に応じて、秋田県、プッシュ型事業承継支援高度化事業全国本部、および中小企業庁、各経済産業局に提供されることに同意します。

3. 資料の取扱いについて

相談あるいは支援を受けるに際して、貴事務局にお渡しする、会社ないし事業に関する資料等は、支援等が終了した段階で、貴事務局にて破棄されることを承知します。

正式な様式は13ページにあります。

誓 約 書

(裏面)

当社（私）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社（私）が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴所においては必要と判断した場合に、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 貴所の支援対象として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（支援対象の事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 貴所の支援対象として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて当センターの業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

以 上

様

秋 田 県 商 工 会 連 合 会
秋田県事業承継ネットワーク事務局

プッシュ型事業承継支援高度化事業に係る事業承継専門家派遣指導について（依頼）

このことについて、別紙申込書のとおり、派遣依頼がありました。

つきましては、下記のとおり派遣指導をご依頼申し上げますので、御多忙中のところ誠に恐縮ですが、御指導くださるようよろしくお願い申し上げます。

記

1 申 込 企 業 等 名

2 指 導 年 月 日 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

3 指 導 場 所

4 専 門 家 派 遣 申 込 書 別 紙 の と お り

〒010-0923 秋田市旭北錦町 1-47
秋田県商工会連合会 秋田県事業承継ネットワーク事務局
TEL : 018-838-0535
E-mail : a-syokei@skr-akita.or.jp
担当 : ブロックコーディネーター、嵯峨、能登屋

支援機関 様

秋 田 県 商 工 会 連 合 会
秋田県事業承継ネットワーク事務局

プッシュ型事業承継支援高度化事業に係る事業承継専門家派遣指導について（通知）

貴支援機関を経由して申込みのありました標記について、下記のとおり実施いたします。

つきましては、効果的な指導が受けられるよう貴支援機関担当者の御協力方について、御配慮くださいますようお願い申し上げます。

- 1 申 込 企 業 等 名
- 2 派 遣 専 門 家 名 先生
- 3 派 遣 年 月 日 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
- 4 派 遣 場 所
- 5 申込企業（団体）等への連絡 お手数をおかけいたしますが、貴支援機関より相談企業へ日時等御連絡くださるようお願いいたします。

〒010-0923 秋田市旭北錦町 1-47
秋田県商工会連合会 秋田県事業承継ネットワーク事務局
TEL : 018-838-0535
E-mail : a-syokei@skr-akita.or.jp
担当 : ブロックコーディネーター、嵯峨、能登屋

〇〇〇〇 様

秋 田 県 商 工 会 連 合 会
秋田県事業承継ネットワーク事務局

プッシュ型事業承継支援高度化事業に係る事業承継専門家派遣指導について（通知）

支援機関〇〇〇を經由して申込みのありました標記について、下記のとおり実施いたします。
日程等の変更が必要となった場合は、お早めに下記担当までご連絡ください。

記

- | | |
|---------------|-----------------------|
| 1 指 導 年 月 日 | 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分 |
| 2 指 導 場 所 | 申込企業 支援機関名 |
| 3 派 遣 専 門 家 名 | 先生（専門分野：) |

〒010-0923 秋田市旭北錦町 1-47
秋田県商工会連合会 秋田県事業承継ネットワーク事務局
TEL：018-838-0535
E-mail：a-syokei@skr-akita.or.jp
担当： ブロックコーディネーター、嵯峨、能登屋

秋田県商工会連合会
会長 村岡淑郎様

事業承継専門家名

Ⓜ

プッシュ型事業承継支援高度化事業に係る指導結果について（報告）

このことについて、下記のとおり申込企業に対して指導・助言を行いましたので、御報告いたします。

記

- 1 企業等名 _____
- 2 代表者名 _____
- 3 支援機関名 _____
- 4 指導報告書 別紙のとおり
- 5 その他 有・無
(添付書類名等)

(送付先) 秋田県商工会連合会 秋田県事業承継ネットワーク事務局
〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 電話 018(838)0535

プッシュ型事業承継支援高度化事業指導報告書（事業承継）

担当専門家名 _____

I 企業（団体）等概要及び指導期間		依頼年月日 令和 年 月 日	
企業（団体）名		支援機関名	
代表者名		継続指導の必要性	有（時期： 月頃） 無
所在地 （電話番号）	〒 [Tel ()]		
業種	製造業・建設業・卸売業・小売業・サービス業・その他（ ）		
指導年月日	令和 年 月 日 時 分～ 時 分		
II 相談の趣旨			
III 支援の内容			
IV 支援の効果または見通し			

事 務 連 絡
令和 年 月 日

支援機関 様

秋 田 県 商 工 会 連 合 会
秋田県事業承継ネットワーク事務局

プッシュ型事業承継支援高度化事業に係る事業承継専門家派遣指導結果について（報告）

このことについて、貴支援機関を經由して実施いたしました本事業に係る指導結果を、
別添のとおりご報告いたします。

つきましては、申込企業へも報告書をお渡しいただきますようお願いいたします。

〒010-0923 秋田市旭北錦町 1-47
秋田県商工会連合会 秋田県事業承継ネットワーク事務局
TEL : 018-838-0535
E-mail : a-syokei@skr-akita.or.jp
担当 : ブロックコーディネーター、嵯峨、能登屋

事業承継専門家派遣申込書

令和 年 月 日

(あて先)
秋田県商工会連合会
秋田県事業承継ネットワーク事務局 行
(秋田県事業承継相談センター)

(申込者)
所在地：
名称：
代表者役職氏名：
電話： () FAX ()
E-mail：

下記内容で専門家派遣を申し込みます。

ご相談内容（具体的にご記入ください。）

相談希望年月日	令和 年 月 日 () 時 分～	派遣回数	回目
指導場所	申込企業 ネットワーク構成員 () 先生事務所		

* 経営改善、税務関係の相談の場合は決算書の添付が必要です。

ネットワーク構成員（商工会・商工会議所・団体中央会・金融機関等）記入欄

機関名			
担当者	役職	氏名	
TEL		FAX	
E-mail			

(支援機関名)

御中

秋田県商工会連合会

秋田県事業承継ネットワーク事務局 御中

(プッシュ型事業承継高度化事業)

(住所)

(会社名)



(代表者名)

(相談者名)

(連絡先)

誓約書及び同意書

私は、下記の事項を確認したうえで、当社（私が経営する）事業の承継にかかわる相談を申し込みにより誓約並びに同意します。

4. 反社会的勢力とのかかわりがない旨の誓約

私、会社の実質的支配者もしくは会社の取締役、監査役、相談役、顧問等の役員が、裏面記載の反社会的勢力に該当しないことを誓約します。

5. 情報の取扱いについて

私の事業及び会社に関する情報は、担当支援機関、個者支援の専門家、事業引継ぎ支援センターのほか、必要に応じて、秋田県、プッシュ型事業承継支援高度化事業全国本部、および中小企業庁、各経済産業局に提供されることに同意します。

6. 資料の取扱いについて

相談あるいは支援を受けるに際して、貴事務局にお渡しする、会社ないし事業に関する資料等は、支援等が終了した段階で、貴事務局にて破棄されることを承知します。

誓約書

(裏面)

当社（私）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社（私）が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴所においては必要と判断した場合に、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 貴所の支援対象として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（支援対象の事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 貴所の支援対象として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて当センターの業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

以上